

介護保険施設等の整備計画について

1 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

名古屋市から介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の指定について、定員総数50人（公募）の事前相談票が提出された。

法人名	未定
法人所在地	
整備予定地	名古屋市内
整備予定定員	150人（注）
開所予定	令和9年4月

（注）整備予定定員は、第9期中の令和6年度末に定員を100人減する予定の名古屋市厚生院分を含むため、今回の整備枠の50人と合わせて150人となる見込みである。

- 介護老人福祉施設の計画最終年度の整備目標は整備枠0人のため、令和6年度から始まる第9期計画の前倒しによる整備枠を確保するものである。
- 介護保険施設等の指定等に関する取扱要領*第5第二号の規定に基づき、書面により開催した「名古屋・尾張中部圏域保健医療福祉推進会議圏域研究会」において、圏域内の全市町から前倒し整備の了解が得られており、かつ、高齢福祉課の同意も得ている。

※【参考】

「介護保険施設等の指定等に関する取扱要領」（抜粋）

第5 第4第1項の規定により提出のあった事前相談票に係る意見聴取及び連絡調整の基準は、次の各号に定めるところによる。

- 一 法第118条に基づく都道府県介護保険事業支援計画（以下「県計画」という。）におけるそれぞれの施設種別（介護老人福祉施設と地域密着型介護老人福祉施設は区別する。）の老人福祉圏域（以下「圏域」という。）毎、年度毎の整備目標値（必要入所定員総数又は必要利用定員総数）から既存数を差し引いた数の範囲内であること。
- 二 前号の規定にかかわらず、施設等の円滑な整備の促進のため、圏域内の原則全市町村が前倒し整備を必要と認める場合には、県計画の当該計画期間の期間内であり、かつ圏域毎に最終年度の整備目標値から既存数を差し引いた範囲内であること。

なお、県計画の当該計画期間を越える前倒し（最終年度の整備目標値を越える整備）については、圏域内の原則全市町村が特別に必要と認め、かつ、高齢福祉課が同意した場合に限るものとする。

2 介護医療院

名古屋市から介護医療院の指定について、定員総数 408 人の許可について、事前相談票が提出された。

法人名	未定
法人所在地	
整備予定地	名古屋市内
整備予定定員	408 人
開所予定	令和 8 年 4 月～令和 8 年 10 月

- 介護老人福祉施設の計画最終年度の整備目標は整備枠 0 人のため、令和 6 年度から始まる第 9 期計画の前倒しによる整備枠を確保するものである。
- 介護保険施設等の指定等に関する取扱要領第 5 第二号の規定に基づき、書面により開催した「名古屋・尾張中部圏域保健医療福祉推進会議圏域研究会」において、圏域内の全市町から前倒し整備の了解が得られており、かつ、高齢福祉課の同意も得ている。

3 特定施設入居者生活介護

名古屋市から混合型特定施設入居者生活介護の指定について、定員総数 380 人の指定について、事前相談票が提出された。

法人名	未定
法人所在地	
整備予定地	名古屋市内
整備予定定員	380 人（整備枠：342 人）
開所予定	令和 7 年 3 月（190 人 整備枠：171 人） 令和 8 年 3 月（190 人 整備枠：171 人）
その他 （参考）	既存の住宅型有料老人ホーム等からの転換を予定

（注）整備枠は、定員の 9 割とした。

- 介護老人福祉施設の計画最終年度の整備目標は整備枠 0 人のため、令和 6 年度から始まる第 9 期計画の前倒しによる整備枠を確保するものである。
- 介護保険施設等の指定等に関する取扱要領第 5 第二号の規定に基づき、書面により開催した「名古屋・尾張中部圏域保健医療福祉推進会議圏域研究会」において、圏域内の全市町から前倒し整備の了解が得られており、かつ、高齢福祉課の同意も得ている。